

令和元年度 村田町地域おこし協力隊募集要項

令和元年 7月

【宮城県村田町 概要】

宮城県南部に位置し、豊かな自然と穏やかな気候が魅力の村田町は、町内を白石川の支流荒川が南流し、この流域に沿って田畑が広がっています。町中央部は、概ね平坦地で村田地区には市街地が形成されており、気候的には、比較的温暖で寒暑の差が少なく、降雪量も少ない気候条件にあり、四季を通して良好な環境を有しています。

町中心部に位置する東北自動車道「村田 IC」を利用すれば、仙台市や隣県の山形県・福島県が近く、都会に「ほど良く近い」まちです。近隣市町の JR3 駅までは、車で約 20～35 分の距離があるため、生活には自家用車の必要性が高い地域です。

また、江戸後期からの商家町が町に現存し、宮城県で唯一、国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されており、歴史的資源にも恵まれています。



【募集の目的】

村田町の地域活性化を目的とする「株式会社まちづくり村田」が平成 29 年 4 月に設立し、現在、起業支援、定住促進、観光推進及び農業振興施策等の業務を実施しています。地域の魅力を活かした事業を展開し、また、町の歴史文化・食文化を活かした地域活性化として直営の飲食店「糀（こうじ）ダイニング藍（あい）」を運営しています。

今般、都市地域の意欲ある人材を積極的に受け入れし、村田町に移住していただき、地域住民及び当該法人と共に地域資源を活かした活動や、定住移住支援、情報発信など多岐の分野において、新しい視点で地域の活性化を図るために活動する「村田町地域おこし協力隊」を募集します。

なお、2019 年 1 月から地域おこし協力隊が 1 名着任し、まちづくり会社の事業と一緒にいながら、将来の自分の夢に向かって協力隊として活動しています。一緒に活動していただける協力隊を募集します。

【協力隊経験後について】

活動の中心となる「株式会社まちづくり村田」では、地域の魅力を活かした様々な事業に携わることができ、自分のアイデアを地域活性化に生かすことができます。また、中小企業支援・経営指導員や 6 次産業化プランナーの指導を日々活動していく中で経験できる魅力もあります。まちづくりを仕事にしたい方、飲食店を開業したい方、起業を考えている方、新規就農で農家になりたい方など、協力隊の活動中にスキルアップをしていただき、一緒に町を盛り上げていただける方を全面的にサポートします。

【主な業務】

（１）「株式会社まちづくり村田」が行う事業の企画運営支援

- ①定住移住促進・空き家利活用・起業就業の支援等に関する企画運営
- ②地域資源の掘り起し及び活用による地域活性化の企画運営

（２）地域活性化の支援活動

- ①町内の情報収集や SNS 等を活用した情報発信
- ②その他、町の活性化のために必要とされる取組み

【募集対象】

- (1) 申込日現在、年齢がおおむね満 20 歳以上 40 歳以下の方
- (2) 現在、条件不利地を除く 3 大都市圏内の都市地域等に居住し、委嘱後に村田町に住民票を移せる方
- (3) 協力隊としての活動終了後も町に定住し、就業・起業しようとする意欲がある方
- (4) 心身ともに健康で地域おこしに意欲があり、地域住民と協力して活動ができる方
- (5) 普通自動車運転免許を所持し、実際に運転できる方
- (6) パソコン（ワード、エクセル、インターネット等）の一般的な操作ができる方
- (7) 土日及び祝日の行事参加や夜間の会合など、不規則な勤務に対応できる方
- (8) 地方公務員法第 16 条に規定する欠格事項に該当しない方

【募集人員】

2 名

【勤務地】

株式会社まちづくり村田

宮城県村田町大字村田字町 43 番地（重要伝統的建造物群保存地区内）

【勤務時間・休日・休暇】

- (1) 週 5 日勤務（月曜日から金曜日）8：30～17：15（休憩含む）
- (2) 休日は、土曜日・日曜日・国民の祝日・年末年始とし、勤務の都合で休日に出勤した場合は、振替することを原則とします。また、所属長が必要と認める場合は、活動日を変更する場合があります。
- (3) 有給休暇は勤務期間及び年数により決定します。
(1 年目：10 日 2 年目：11 日 3 年目：12 日)
- (4) 忌引などの特別休暇があります。

【待遇・福利厚生】

雇用形態	雇用関係あり（特別職非常勤職員）
雇用期間	委嘱日～令和2年3月31日 ※委嘱後、勤務評価により最長3年まで延長することができます。 ※村田町長が委嘱状を交付し、年度毎に更新を行います。
報酬（賃金）	月額166,000円（賞与、退職金はありません）
社会保険等	健康保険、厚生年金、雇用保険に加入
活動費	補助金を交付し、予算の範囲内で下記活動に係る経費について町が負担いたします。 【活動費例】 <ul style="list-style-type: none">・住宅借上げ料（家賃）・活動に使用する車両のリース代、燃料代・PC等端末リースに係る経費、光回線使用料等・活動に必要な作業道具や消耗品に係る経費・研修等旅費（一般職員に支給する旅費の例により支給）・その他活動に必要な費用

【募集期間】 令和元年9月30日（月）まで ※書類必着
※期間中に隊員が決定した場合は、期間途中でも募集を終了いたします。
※応募受付後、随時審査を行い、隊員を決定いたします。

【応募方法】

（1）提出書類

- ・村田町地域おこし協力隊応募用紙 1部（町HPよりダウンロードできます。）
- ・住民票の抄本 1部
- ・普通免許証の写し 1部

（2）提出方法

- ・持参または郵送ください。（郵送の場合は、締切日必着とします。）

【選考について】

選考は、第1次書類選考及び第2次選考面接にて行います。選考試験に要する交通費等は、応募者個人負担となります。

第1次選考	応募受付は随時行います。 応募書類受付後、書類選考します。 面接日は、1次審査可否通知の際に通知します。
第2次選考	第1次選考合格者は、村田町役場庁舎にて面接を行います。 宮城県村田町役場までお越しいただきます。
採用決定通知	第2次選考（面接）合格者へ採用決定通知を郵送します。
協力隊着任	着任日は、採用決定日と採用者の希望を考慮し、協議の上決定いたします。着任日に委嘱状交付式を行うため、村田町役場本庁舎へお越しいただきます。 ※住民票の異動は、委嘱後に行うこととなります。

※応募用紙は、選考過程で株式会社まちづくり村田に情報提供いたしますので、ご承知おきください。なお、応募の秘密は守られます。

【その他】

- (1) 応募に係る経費（書類申請、面接試験に伴う交通費等）は、全て応募者のご負担となります。
- (2) 村田町は仙台市近郊にあり、生活には自動車が欠かせません。自動車に係る活動費は、リース契約する自動車のみ対象となります。
- (3) パソコンや自動車のリースは、個人で行っていただきます。すでに着任している隊員も同じく個人契約しています。不安な点があれば、下記お問い合わせまでご連絡ください。

【応募・問合せ先】

村田町役場企画財政課 担当：山家、小原
〒989-1392 宮城県村田町大字村田字迫6番地
電話：0224-83-2112（企画財政課直通） FAX：0224-83-5740
e-mail：mura-kik@town.murata.miyagi.jp（企画財政課代表）